

平成29年3月14日

四万十町議会議長 酒 井 祥 成 様

四万十町議会懲罰特別委員会(第1号)

委員長 堀 本 伸 一

審査結果報告書

平成29年3月8日付で、四万十町議会会議規則第111条第1項の規定により、懲罰の審査の付託を受けた件について、次のとおり報告します。

記

1. 懲罰審査対象の議員 西 原 眞 衣

2. 懲罰審査請求の対象となる理由

個人情報保護の観点から、全会一致で秘密会とした、平成28年5月26日の第3回四万十町議会政治倫理審査会(第1号)の議事内容を、平成28年11月に自ら作成したチラシに記載し、それを不特定多数の町民に配布した。

西原議員の行為は四万十町議会規則第97条「秘密の保持」に抵触し、四万十町議会の秩序維持と品位の保持の観点から懲罰を求めるものである。

3. 審査の結果

四万十町議会政治倫理審査会(第1号)で決定した「秘密会」の議事内容を、議員以外の不特定多数の町民に漏らしたことは事実であり、西原議員の行為は「秘密の保持」に抵触し、懲罰に該当することから、「公開の議場における陳謝」を科すことに決定した。

なお、議会の使命と議員の職責・規律に鑑みて、審査委員会の設置・経過等、詳細は次のとおりである。

はじめに

[議会の使命と議員の職責・規律]

四万十町議会は、町民から直接選ばれ、町民全体の代表者として、18人の議員で構成される合議体であり、その意思是、会議における議決の形で表わされる。

また、議会の運営を円滑、効率的に行うため議会運営委員会を置き、さらに今回のような特定の事件等について調査・審査をするための委員会等の設置ができることとなっている。

議会や委員会の会議においては、議会の秩序を保持し、公正にして能率的な会議運営が行われるよう地方自治法・四万十町議会会議規則・四万十町議会委員会条例に規律が規定されている。

議会の会議は、公開されるのが原則であるが、例外として秘密会がある。

その秘密会については、四万十町会議規則第97条第2項で、秘密会の議事は、何人も、秘密性の継続する限り他に漏らしてはならないと規定されており、もし、これらに違反すれば、議員は懲罰に科される。

1. 懲罰特別委員会(第1号)の設置

本委員会は、平成29年3月8日付で、町議会議員8人の連署により、西原眞衣議員に対する懲罰動議が提出され、議長指名により懲罰特別委員会(第1号)が設置された。

その後、8人で構成する「四万十町議会懲罰特別委員会(第1号)」を同日招集し、委員長・副委員長の互選を行った。

2. 審査の経過

本委員会は、審査に付された事項が、議員以外には漏らしてはならない「秘密会」の議事内容を、議員以外の不特定多数の町民に漏らしたことが、事実であるかどうか。

また、これが秘密の保持に抵触し、「懲罰」を科すべきかについて審査を行った。

第1回懲罰特別委員(第1号) 平成29年3月8日(水) 8人全員出席

審査の内容を確認し、全員が適当と判断するとともに、懲罰審査対象者に一身上の弁明を認めるか否かの採決を行い、弁明を許可することに決定した。

次回の審査委員会では、懲罰審査対象者に出席を求め審査内容の事実関係の聞き取り調査を行い、秘密の保持に抵触するかの内容を精査し、①懲罰に科すべきか否かの審議と、科すべきと判断された場合は、②どの懲罰を科するのかの審査を行うこととした。

第2回懲罰特別委員会(第1号) 平成28年3月9日(木) 8人全員出席

懲罰審査対象者西原議員に、審査内容の事実関係の聞き取り調査を行うため出席を求めたが、西原議員は、出席を拒否した。

その後、西原議員が、平成28年5月26日の第3回四万十町議会政治倫理審査会(第1号)の議事内容を、平成28年11月に自ら作成したチラシに記載し、それを不特定多数の

町民に配布したのか審議を行った。

配布した事実は、議会の全員協議会や本会議ですでに本人は、認めた発言をしており、審議の焦点は、「秘密会」の議事内容を漏らしているかという点であったが、これについては、地方自治法第 104 条に、議事の解釈があり、その議事とは「議事の整理、会議の宣告、議事日程の決定、議案の朗読、提案理由説明、委員長報告、質疑、討論、採決」を言う。

今回の件については、これに抵触していることを確認し、懲罰を科すべきと全会一致で可決した。

次に、地方自治法第 135 条第 1 項に規定する「懲罰の種類」の審査を行った。まず、事務局長より説明を受けた後、協議を行い、「公開の議場における陳謝」の懲罰を科すべきと、賛成多数で可決した。

次に、陳謝文の協議・作成を行い採決の結果、賛成多数で可決した。

陳謝文については、以下のとおりであります。

私は今回、全会一致で秘密会とした「第 3 回四万十町議会政治倫理審査会(第 1 号)」の議事内容について、窪川地域を始めとする不特定多数の町民にチラシを配布しました。

この事については、地方自治法・四万十町議会会議規則・四万十町議会委員会条例に違反する行為であり、議会の秩序・品位を汚し、町民からの信頼を大きく失墜させるもので、深く反省しているところであります。大変申し訳ありません。

今後においては、条例や会議規則を遵守し、二度と議会の秩序や品位を損なうことのないよう、誠意を披瀝して陳謝します。

平成 29 年 3 月 14 日

四万十町議会議員 西 原 眞 衣

3. 審査の結果

懲罰事犯者西原眞衣議員は、審査会が秘密会とした議事内容を、自ら作成したチラシに記載し、それを不特定多数の町民に配布したことは事実であり、四万十町議会会議規則(秘密の保持)第 97 条第 2 項「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。」に違反しており、懲罰を科することとした。

懲罰は、「公開の議場における陳謝」と決定した。